

前回までの議論を踏まえた カリキュラム等の改善について

1. 総単位数の見直しについて	……	2
2. 臨床実習の在り方について	……	19
3. 専任教員の要件の見直しについて	……	35
4. その他について	……	46
5. 中長期的な課題について	……	50

1. 総単位数の見直しについて

(1) 高齢化の進展に伴う医療需要の増大や、地域包括ケアシステムの構築など、理学療法士・作業療法士を取り巻く環境の変化への対応や、臨床実習の拡充などにより、質の高い理学療法士、作業療法士を養成するため、総単位数を以下のとおり見直してはどうか。

【指定規則】

理学療法士・作業療法士共通

教育内容		単位数		備考
		現 行	案	
基礎分野	科学的思考の基盤	1 4	1 4	
	人間と生活			
	<u>社会の理解</u>			
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	1 2	1 2	<u>栄養、薬理、画像、救急救命、予防等の基礎を含む。</u>
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	1 2	<u>1 4</u>	
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	2	<u>4</u>	

理学療法士

教育内容		単位数		備考
		現行	案	
専門分野	基礎理学療法学	6	6	
	<u>理学療法管理学</u>	—	<u>2</u>	<u>職場管理（教育を含む）、職業倫理を含む。</u>
	理学療法評価学	5	<u>6</u>	<u>画像評価を含む。</u>
	理学療法治療学	20	20	<u>喀痰等の吸引を含む。</u>
	地域理学療法学	4	<u>3</u>	
	臨床実習	18	<u>20</u>	<u>臨床実習前の評価、臨床実習後の評価を含む。実習時間の3分の2以上は病院又は診療所医療提供施設（医療法第1条の2第2項に規定する医療提供施設（除く薬局、助産所）をいう。）において行うこと。ただし、医療提供施設における実習の2分の1以上は病院又は診療所で行うこと。また、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーションに関する実習を1単位以上行うこと。</u>
合計		93	<u>101</u>	

作業療法士

教育内容		単位数		備考
		現行	案	
専門分野	基礎作業療法学	6	<u>5</u>	
	<u>作業療法管理学</u>	—	<u>2</u>	<u>職場管理（教育を含む）、職業倫理を含む。</u>
	作業療法評価学	5	5	<u>画像評価を含む。</u>
	作業療法治療学	20	<u>19</u>	<u>喀痰等の吸引を含む。</u>
	地域作業療法学	4	4	
	臨床実習	18	<u>22</u>	<u>臨床実習前の評価、臨床実習後の評価を含む。実習時間の3分の2以上は病院又は診療所医療提供施設（医療法第1条の2第2項に規定する医療提供施設（除く薬局、助産所）をいう。）において行うこと。ただし、医療提供施設における実習の2分の1以上は病院又は診療所で行うこと。また、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーションに関する実習を1単位以上行うこと。</u>
合計		93	<u>101</u>	

理学療法士・作業療法士共通

1. 基礎分野 現行：14単位 → 見直案：14単位

(1) 教育内容に「社会の理解」を追加

- ・ 理学療法士、作業療法士は患者・利用者等と密接に関わることから、患者・利用者等との良好な人間関係を構築するために必要な、人間関係論、コミュニケーション論等を含む「社会の理解」を教育内容に追加する。

2. 専門基礎分野 現行：26単位 → 見直案：30単位

(1) 疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進 12単位→14単位

- ・ 高度化する医療ニーズに対応し、保健・医療・福祉を取り巻く環境の変化に則した理学療法、作業療法を実践するためには、栄養学、臨床薬学、画像診断学、救急救命医学、予防等の基礎知識が必要なことから、「栄養、薬理、画像、救急救命、予防等の基礎」を必修化し、2単位追加する。

(2) 保健医療福祉とリハビリテーションの理念 2単位→4単位

- ・ 地域包括ケアシステムの強化（医療・介護連携の推進及び地域共生社会の実現に向けた取組の推進等）には、自立支援や就労支援等を含むリハビリテーションの理念や、地域包括ケアシステムを理解し、多職種との連携が必要なことから、「リハビリテーションの理念（自立支援、就労支援等を含む）」、「地域包括ケアシステム」、「多職種連携の理解」を必修化し、2単位追加する。

理学療法士

3. 専門分野 現行：53単位 →見直案：57単位

(1) 理学療法管理学 1単位 → 2単位

- ・より質の高い理学療法を提供するため、保健、医療、福祉に関する制度（医療保険・介護保険制度を含む）の理解、組織運営に関するマネジメント能力を養うとともに、理学療法倫理、理学療法教育についての理解を深める必要があることから、教育内容に「理学療法管理学」を新設し、「職場管理（教育を含む）」、「職業倫理」を必修化する。

(2) 理学療法評価学 5単位 → 6単位

- ・理学療法対象疾患は多様化していることから、より安全かつ効果的な理学療法を提供できるように、「画像評価」を必修化し、1単位追加する。

(3) 「喀痰等の吸引」の必修化（理学療法治療学）

- ・「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」（平成22年4月30日、医政発0430第1号、各都道府県知事あて厚生労働省医政局長通知）による業務内容の明確化に対応するため、「喀痰等の吸引」を必修化する。

(4) 地域理学療法学 **4単位 → 3単位**

- ・ 現在、「地域理学療法学」で教育されている、地域理学療法に関する演習・実習を「臨床実習」へ移行し、1単位減とする。

(5) 臨床実習 **18単位 → 20単位**

- ・ 高度・専門化、多様化する保健・医療・福祉・介護等のニーズに対応するため、臨床現場における実践を通じて、基本的理学療法技術の修得を図り、地域包括ケアシステムの強化に資する高度医療人材を養成することを目的に2単位追加する。
- ・ また、臨床実習の質向上を図るために、「臨床実習前の評価」、「臨床実習後の評価」を必修化する。

作業療法士

3. 専門分野 現行：53単位 →見直案：57単位

(1) 基礎作業療法学 6単位 → 5単位

- ・現在、「基礎作業療法学」で教育されている、人権擁護や作業療法倫理、職場管理を「作業療法管理学」に移行し、1単位減とする。

(2) 作業療法管理学 1単位 → 2単位

- ・より質の高い作業療法を提供するため、保健、医療、福祉に関する制度（医療保険・介護保険制度を含む）の理解、組織運営に関するマネジメント能力を養うとともに、作業療法倫理、作業療法教育についての理解を深める必要があることから、教育内容に「作業療法管理学」を新設し、「職場管理（教育を含む）」、「職業倫理」を必修化する。

(3) 「画像評価」の必修化（作業療法評価学）

- ・作業療法対象疾患は多様化していることから、より安全かつ効果的な作業療法を提供できるように、「画像評価」を必修化する。

(4) 作業療法治療学 20単位 → 19単位

- ・「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」（平成22年4月30日、医政発0430第1号、各都道府県知事あて厚生労働省医政局長通知）による業務内容の明確化に対応するため、「喀痰等の吸引」を必修化する。
- ・また、現在、「作業療法治療学」で教育されている、地域包括ケアシステム等を「保健医療福祉とリハビリテーションの理念」に移行し、1単位減とする。

(5) 臨床実習 18単位 → 22単位

- ・作業療法士教育の国際基準である「世界作業療法士連名教育の最低基準」の要件を満たす必要があること、また、高度・専門化、多様化する保健・医療・福祉・介護・職業等のニーズに対応するため、臨床現場における実践を通じて、基本的作業療法技術の修得を図り、地域包括ケアシステムの強化に資する高度医療人材を養成することを目的に4単位追加する。
- ・また、臨床実習の質向上を図るために、「臨床実習前の評価」、「臨床実習後の評価」を必修化する。

【ガイドライン】

教育の目標

理学療法士・作業療法士共通

(基礎分野)

教育内容	教育の目標
科学的思考の基盤 人間と生活 社会の理解	科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う内容とする。生命倫理、人の尊厳を幅広く理解できるようにする。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を育成する培う。 患者・利用者等との良好な人間関係の構築を目的に、人間関係論、コミュニケーション論等を学ぶ。

(専門基礎分野)

教育内容	教育の目標
人体の構造と機能及び心身の発達	人体の構造と機能及び心身の発達を系統だてて理解できるようにする能力を培う。
疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	健康、疾病及び障害について、その予防と発症・治療、回復過程に関する知識を習得し、理解力、観察力、判断力を培養うとともに、高度化する医療ニーズに対応するため栄養学、臨床薬学、画像診断学、救急救命医学等の基礎を学ぶ。
保健医療福祉とリハビリテーションの理念	国民の保健医療福祉の推進のために、リハビリテーションの理念（自立支援、就労支援等を含む。）、社会保障論、地域包括ケアシステムを理解し、理学療法士・作業療法士が果たすべき役割、多職種連携について学ぶ。 地域における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を育成する培う。

理学療法士

(専門分野)

教育内容	教育の目標
基礎理学療法学	理学療法の枠組みと理論を理解し、系統的な理学療法を構築できる能力とともに、職業倫理を高める態度を養うよう、理学療法の過程に関して、必要な知識と技能を習得する。
理学療法管理学	医療保険制度、介護保険制度を理解し、職場管理、職業倫理、理学療法教育に必要な能力を培う。
理学療法評価学	理学療法における評価（画像情報の利用を含む）の枠組みを理解し、心身機能と構造の評価に関するについての知識と技術を習得する。
理学療法治療学	障害の予防と治療保健医療福祉とリハビリテーションの観点から、種々の障害に必要な疾患別、障害別理学療法 of 適用に関する知識と技術（喀痰等の吸引を含む）を習得するし、対象者の自立生活を支援するために必要な課題解決能力を培う。
地域理学療法学	患者及び障害児者、高齢者の地域における生活を支援していくために必要な知識や技術を習得し、問題課題解決能力を養培う。
臨床実習	社会的ニーズの多様化に対応した臨牀的観察力・分析力を養うとともに、治療計画立案能力・実践能力を身につける。学内における臨床演習を行った後に、各障害、各病期、各年齢層を偏りなく行う対応できる能力を培う。 また、チームの一員として連携の方法を習得し、責任と自覚を培う。

【ガイドライン】

作業療法士

(専門分野)

教育内容	教育の目標
基礎作業療法学	系統的な作業療法を構築できるよう、作業療法の過程について、必要な知識と技能を習得し、職業倫理を高める態度を養う。
作業療法管理学	医療保険制度、介護保険制度を理解し、職場管理、職業倫理、作業療法教育に必要な能力を培う。
作業療法評価学	作業療法過程における作業療法評価（職業関連評価画像情報の利用を含む）の枠組みについての知識と技術を習得する。
作業療法治療学	保健医療福祉とリハビリテーションの観点から、各疾患別、各障害への別作業療法の適応について、知識と技術（喀痰等の吸引を含む）を習得し、対象者の自立生活を支援するために必要な問題課題解決能力を養培う。
地域作業療法学	家庭生活、地域生活、職業関連生活等における作業行動の形成について、各障害に即した地域ケア活動を展開するための患者及び障害児者、高齢者の地域における生活を支援していくために必要な知識、技術を修得し、課題解決能力を養培う。
臨床実習	社会的ニーズの多様化に対応した臨牀的観察力・分析力を養うとともに、治療計画立案能力・実践能力を身につける。学内における臨床演習を行った後に、各障害、各病期、各年齢層を偏りなく行う。対応できる能力を培う。 また、チームの一員として連携の方法を習得し、責任と自覚を培う。

【指定規則】

作業療法士の資格を有する場合の理学療法士の単位数

教育内容		単位数 (現行)	単位数 (案)
専門分野	基礎理学療法学	6	6
	<u>理学療法管理学</u>	—	<u>2</u>
	理学療法評価学	5	<u>6</u>
	理学療法治療学	20	20
	地域理学療法学	4	<u>3</u>
	臨床実習	18	<u>20</u>
選択必修分野		9	9
合 計		62	<u>66</u>

(参 考)

理学療法士及び作業療法士法第11条第2号（理学療法士国家試験の受験資格）

作業療法士その他政令で定める者で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した理学療法士養成施設において、二年以上理学療法に関する知識及び技能を修得したもの

【指定規則】

理学療法士の資格を有する場合の作業療法士の単位数

教育内容		単位数 (現行)	単位数 (案)
専門分野	基礎作業療法学	6	<u>5</u>
	<u>作業療法管理学</u>	—	<u>2</u>
	作業療法評価学	5	5
	作業 <u>療法</u> 治療学	20	<u>19</u>
	地域作業療法学	4	4
	臨床実習	18	<u>22</u>
選択必修分野		9	9
合 計		62	<u>66</u>

(参 考)

理学療法士及び作業療法士法第12条第2号（作業療法士国家試験の受験資格）

理学療法士その他政令で定める者で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した作業療法士養成施設において、二年以上作業療法に関する知識及び技能を修得したもの

(参 考) 他職種の状況

履修単位（3年課程）	
100単位	あん摩マッサージ指圧師はり師きゅう師 （平成30年度～）
99単位	柔道整復師（平成30年度～）
97単位	看護師
95単位	診療放射線技師 臨床検査技師
94単位	はり師きゅう師（平成30年度～）
93単位	理学療法士 作業療法士 視能訓練士 言語聴覚士 臨床工学技士 義肢装具士
85単位	あん摩マッサージ指圧師（平成30年度～）

1. 総単位数の見直しについて

(2) 各養成施設によって、履修時間数に差ができていることから、最低履修時間数を以下のとおり定めてはどうか。

最低履修時間数を定めることは了承

【ガイドライン】

(改正イメージ)

- 教育課程の編成に当たっては、理学療法士については101単位以上で、3,120時間以上、作業療法士については101単位以上で3150時間以上の講義、実習等を行うようにすること。また、これに限らず各養成施設の特徴を出すための独自のカリキュラムを追加することが望ましい。 (追加)

《最低履修時間数 (案) 》

	理学療法士			作業療法士		
	単位数	1単位当	時間数	単位数	1単位当	時間数
基礎分野	14	15	210	14	15	210
専門基礎分野	28	30	840	28	30	840
専門分野 (臨床実習以外)	39	30	1,170	37	30	1,110
専門分野 (臨床実習)	20	45	900	22	45	990
合計			<u>3,120</u>			<u>3,150</u>

(参 考)

○最低履修時間数を設定している職種

職 種	単位数	最低履修時間数
看護師	97単位	3,000時間
言語聴覚士	93単位	2,835時間
柔道整復師	99単位	2,750時間
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師	100単位	2,835時間

○学校、養成施設アンケート結果（抜粋）

履修時間数3000時間未満の割合 理学療法士 33.0% 作業療法士：26.6%

○平成11年改正前の時間数

理学療法士：2,990時間 作業療法士：3,020時間

1. 総単位数の見直しについて

(3) 臨床実習外における学修等を考慮し、臨床実習の1単位の時間数について、以下のとおり見直してはどうか。

了承

【ガイドライン】

(現 行)

○ 臨床実習については、1単位を45時間の実習をもって構成すること。

(改正イメージ)

○ 臨床実習については、1単位を40時間以上の実習をもって構成することとし、実習時間外に行う学修等がある場合には、その時間も含め45時間以内とすること。

(参 考)

○臨床実習の1単位の時間数を45時間以外としている職種
言語聴覚士（40時間以上）

○単位の計算方法（ガイドライン）

単位の計算方法については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲内で定めること。

なお、時間数は、実際に講義、演習等が行われる時間をもって計算すること。

2. 臨床実習の在り方について

(1) 臨床実習の質を向上するため、臨床実習施設の要件を以下のとおり見直してはどうか。

【指定規則】

(現 行)

- 実習時間の3分の2以上は病院又は診療所において行うこと。

(改正イメージ)

- 実習時間の3分の2以上は医療提供施設（医療法第1条の2第2項に規定する医療提供施設（除く薬局、助産所）をいう。）において行うこと。

ただし、医療提供施設における実習の2分の1以上は病院又は診療所で行うこと。

また、~~地域包括ケアシステムにおけるリハビリテーション（介護保険法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション、同条第8項に規定する通所リハビリテーションをいう。）~~に関する実習を1単位以上行うこと。

(参 考)

医療法第1条の2第2項

医療は、国民自らの健康の保持増進のための努力を基礎として、医療を受ける者の意向を十分に尊重し、病院、診療所、介護老人保健施設、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設（以下「医療提供施設」という。）、医療を受ける者の居宅等（居宅その他厚生労働省令で定める場所をいう。以下同じ。）において、医療提供施設の機能に応じ効率的に、かつ、福祉サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図りつつ提供されなければならない。

【ガイドライン】

(現 行)

- 実習施設のうち少なくとも1か所は養成施設に近接していることが望ましいこと。

(改正イメージ)

- ~~養成施設は、以下の要件を満たす主たる自ら実習施設を置くことが望ましい。実習施設を置かない場合にあっては、契約により他の施設を確保しなければならない。そのうち少なくとも1か所の実習施設は養成施設に近接していること。~~
 - ・ 養成施設の附属実習施設であること、又は契約により附属実習施設と同等の連携が図られていること。
 - ・ 実習生の更衣室及び休憩室が準備されているとともに、実習効果を高めるため討議室が設けられていること。
 - ・ 実習生が閲覧可能な専門図書を有していること。
 - ・ 原則として養成施設が所在する都道府県内にあること。
 - ・ 理学療法士、作業療法士の継続的な教育が計画的に実施されていること。
 - ・ 複数の症例が経験でき、診療参加型による臨床実習が行われていること。
 - ・ 臨床実習指導者のうち1人は、厚生労働省が指定した専任教員養成講習会（仮称）を修了した者、又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者であること。
- 実習施設として、医療提供施設の他、介護保険事業所、老人福祉施設、身体障害者福祉施設、児童福祉施設、指定障害者福祉サービス事業所、指定障害者支援事業所等を適宜含めるよう努めなければならないこと。（追加）

2. 臨床実習の在り方について

- (2) 臨床実習の質を向上するため、臨床実習指導者の要件を以下のとおり見直してはどうか。
また、臨床実習指導者講習会（仮称）については、医師の「指導医講習会」を参考に基準を定めてはどうか。

【ガイドライン】

(現 行)

- 実習指導者は、理学療法士養成施設においては、理学療法に関し相当の経験を有する理学療法士、作業療法士養成施設においては、作業療法に関し相当の経験を有する作業療法士とし、かつ、そのうち少なくとも1人は免許を受けた後3年以上業務に従事した者であること。

(改正イメージ)

- 実習指導者は、理学療法士養成施設においては、理学療法に関し相当の経験を有する理学療法士、作業療法士養成施設においては、作業療法に関し相当の経験を有する作業療法士とし、免許を受けた後5年以上業務に従事した者であり、かつ、次のいずれかの講習会を修了した者であること。
 - ・ 厚生労働省が指定した臨床実習指導者講習会（仮称）
 - ・ 厚生労働省及び公益財団法人医療研修推進財団が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会
 - ・ 一般社団法人日本作業療法士協会が実施する臨床実習指導者中級・上級研修

(改正イメージ)

- 早期見学実習については、養成施設の教員を、臨床実習指導者とすることができること。
(追加)

臨床実習指導者講習会（仮称）の開催指針（案）

第1 開催指針

1. 開催実施担当者

次に掲げる者で構成される講習会実施担当者が、講習会の企画、運営、進行等を行うこと。

(1) 講習会主催責任者 1名以上

※講習会を主催する責任者

※(2)との兼務も可

(2) 講習会企画責任者 1名以上

※企画、運営、進行等を行う責任者

(3) 講習会世話人 グループ討議の1グループ当たり1名以上

※企画、運営、進行等に協力する者

※講習会を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する者

2. 講習会の開催期間

実質的な講習時間の合計は、16時間以上であること。

※連日での開催を原則とするが、分割して開催する場合には、開催日の間隔を可能な限り短くする等、研修内容の一貫性に配慮すること。

3. 受講対象者

実務経験5年以上の理学療法士、作業療法士

4. 講習会の形式

ワークショップ（参加者主体の体験型研修）形式で実施され、次に掲げる要件を満たすこと。

- ① 講習会の目標があらかじめ明示されていること。
- ② 一回当たりの参加者数が50名程度であること。
- ③ 参加者が6名から10名までのグループに分かれて行う討議及び発表を重視した内容であること。
- ④ グループ討議の成果及び発表の結果が記録され、その記録が盛り込まれた講習会報告書が作成されること。
- ⑤ 参加者の緊張を解く工夫が実施され、参加者間のコミュニケーションの確保について配慮されていること。
- ⑥ 参加者が能動的・主体的に参加するプログラムであること。

5. 講習会におけるテーマ

講習会のテーマは、次の①～④に掲げる項目を含むこと。また、必要に応じて⑤、⑥に掲げる項目を加えること。

- ① 理学療法士、作業療法士養成施設における臨床実習制度の理念と概要
- ② 臨床実習の到達目標と修了基準
- ③ 臨床実習施設における臨床実習プログラムの立案
- ④ 臨床実習指導者の在り方
- ⑤ 臨床実習指導者およびプログラムの評価
- ⑥ その他臨床実習に必要な事項

6. 講習会の修了
講習会の修了者に対し、修了証書が交付されること。

第2 講習会の修了証書

- 講習会の修了証書については、事前に講習会の内容等を厚生労働省へ提出し、指針にのったものであると確認した場合には、厚生労働省による修了証書を交付する。

第3 講習会の実施報告

- 講習会終了後、少なくとも次に掲げる事項を記載した講習会報告書を作成し、参加者に配布するとともに、厚生労働省まで提出すること。
- ① 講習会の名称
 - ② 主催者、共催者、後援者等の名称
 - ③ 開催日及び開催地
 - ④ 講習会主催責任者の氏名
 - ⑤ 講習会参加者及び講習会修了者の氏名及び人数
 - ⑥ 講習会の目標
 - ⑦ 講習会の進行表（時刻、テーマ、実施方法、担当者等を記載した講習会の時間割）
 - ⑧ 講習会の概要（グループ討議の結果及び発表の成果を盛り込むこと。）

(参 考) 他職種の状況

臨床実習指導者の要件

看護師	担当する領域について相当の学識経験を有し、かつ、 <u>原則として厚生労働省若しくは都道府県が実施している実習指導者講習会又はこれに準ずるものが実施した研修を受けた者であること。</u> （ガイドライン）
診療放射線技師	各指導内容に対する専門的な知識に優れ、診療放射線技師又は医師として <u>5年以上の実務経験及び業績</u> を有し、十分な指導能力を有する者であること。（ガイドライン）
臨床検査技師	各指導内容に対する専門的な知識に優れ、医師、臨床検査技師又はこれと同等以上の学識を有する者として <u>5年以上の実務経験、業績</u> を有し、十分な指導能力を有する者であること。（ガイドライン）
言語聴覚士	言語聴覚士の免許を受けた後 <u>5年以上法第2条に掲げる業務に従事した者</u> で、かつ、当該施設において専ら法第2条に掲げる業務に従事していること。（ガイドライン）
臨床工学技士	各指導内容に対する専門的な知識に優れ、医師又は臨床工学技士として <u>5年以上の実務経験及び業績</u> を有し、十分な指導能力を有する者であること。（ガイドライン）
柔道整復師	教員の資格を有する柔道整復師、又は <u>5年以上実務に従事した後に厚生労働省の定める基準に合った「柔道整復師臨床実習指導者講習会」を修了した柔道整復師。</u> （ガイドライン）

(参 考) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会

- 開催場所：東京、大阪
- 開催期間：約4週間（約132時間）
- 対象者：教 員：原則、免許取得後5年以上の実務経験を有する者
臨床実習指導者：原則、免許取得後3年以上の実務経験を有する者
- 主 催：医療研修推進財団、厚生労働省の共催（日本リハビリテーション医学会、日本理学療法士協会、日本作業療法士協会、全国リハビリテーション学校協会の協力を得て実施）

(参 考) 臨床実習指導者中級・上級研修

- 開催頻度：年2～4回程度（平成25年度より実施 25～28年度受講者数：約330人）
- 開催期間：初級：3時間程度 中級・上級：14時間程度 合計：17時間程度
- 対象者：卒後5年以上
- 主 催：日本作業療法士協会

研修	対象者	目的	主な内容
初級 研修 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・サブ・スーパーバイザーを目指す ・卒後1～3年 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の臨床を振り返る ・臨床実習指導の基礎を理解する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント ・コミュニケーション ・学生気質 ・リスク管理 ・対人関係論 ・レディネス など
生涯教育現職者共通研修「作業療法における協業・後輩育成」と「職業倫理」に包含			
中級 研修 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・サブ・スーパーバイザー，スーパーバイザーを目指す ・卒後3～5年 	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床実習指導に必要な知識・技術を理解する 	<ul style="list-style-type: none"> ・コーチング法 ・事例基盤型臨床実習 ・学生フィードバック方法 ・参加型臨床実習 ・臨床実習計画の立て方 ・症例レポート指導 など
上級 研修 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパーバイザー・臨床実習の管理運営者 ・卒後5年以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床実習指導の管理運営に係る技術を理解する 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織活動 ・コーチング法 ・マネジメント ・全体的管理 など

※認定作業療法士の受講免除あり

(参 考) 他職種の講習会の例 (医師)

- 医師の臨床研修に係る指導医講習会（医師の臨床研修に係る指導医講習会の開催指針について（平成16年3月18日医政発第0318008号厚生労働省医政局長通知））
- いわゆるワークショップ（参加者主体の体験型研修）形式で実施。指導医講習会の開催期間は、原則として、2泊3日以上で開催され、実質的な講習時間の合計は、16時間以上であること。
- 指導医講習会におけるテーマは、次の①～④に掲げる項目を必ず含むこととし、必要に応じ、⑤及び⑥に掲げる項目を加えること。
 - ① 医師臨床研修制度の理念と概要（プライマリ・ケアの基本的診療能力を身につけることの重要性を含む。）
 - ② 医師臨床研修の到達目標と修了基準
 - ③ 研修プログラムの立案（研修目標、研修方略及び研修評価の実施計画の作成）
 - ・研修プログラムの立案にあたってのテーマとしては、例えば、以下の内容が考えられること。
医療の社会性、患者と医師との関係、医療面接、医療安全管理、院内感染対策、救急医療（頻度の高い救急疾患の初期治療等）、地域医療（患者が居住する地域の特性に即した医療や病診連携等）、地域保健（保健所等の役割や健康増進への理解等）、多職種協働（チーム医療）
 - ④ 指導医の在り方
 - ・指導医が身につけるべき指導方法及び内容としては、例えば、以下の内容が考えられること。
フィードバック技法、コーチング、メンタリング、メンタルケア、プロフェッショナリズム、根拠に基づいた医療（Evidence-based Medicine：EBM）、キャリアパス支援、出産育児等の支援体制
 - ⑤ 指導医及び研修プログラムの評価
 - ⑥ その他臨床研修に必要な事項

2. 臨床実習の在り方について

(3) 臨床実習施設における実習人員と当該施設の実習指導者数の対比を以下の通り見直してはどうか。

【ガイドライン】

(現 行)

- 実習施設における実習人員と当該施設の実習指導者数の対比は2対1程度とすることが望ましいこと。

(改正イメージ)

- 実習施設における実習人員と当該施設の実習指導者数の対比は2対1程度とすることが望ましいこと。ただし、早期見学実習及び主たる自ら実習施設を置き、実習施設と養成施設の十分な連携が行われている場合においては、この限りではないこと。

2. 臨床実習の在り方について

(4) 今回のアンケート結果を踏まえ、臨床実習の質を高めるために、臨床実習について以下の規定を追加してはどうか。

【ガイドライン】

(改正イメージ)

- 臨床実習は、原則として、早期見学実習、評価実習、総合臨床実習をもって構成すること。なお、早期見学実習は、患者への対応等についての見学を実施する実習、評価実習は、患者の状態等に関する評価を実施する実習、総合臨床実習は、患者の障害像の把握、治療目標及び治療計画の立案、治療実践並びに治療効果判定についての実習とする。
(追加)
- 評価実習と総合臨床実習については、実習生が診療チームの一員として加わり、臨床実習指導者の指導・監督の下で行う診療参加型臨床実習が望ましいこと。
(追加)

【ガイドライン】

(改正イメージ)

- 臨床実習の実施にあたっては、臨床実習前の学修と臨床実習が十分連携できるように学修の進捗状況にあわせて適切な時期に行うとともに、多様な疾患を経験できるように計画することが望ましいこと。

(追加)

- 実習施設は、臨床実習を行うのに必要な設備（休憩室、更衣室、ロッカー、机等）を備えていることが望ましいこと。

(追加)

2. 臨床実習の在り方について

(5) 臨床実習において、学生が実施できる範囲が不明確であるとの意見があることから、臨床実習における学生の実施可能性範囲を、医師の「臨床実習検討委員会最終報告書」（平成3年5月13日厚生省健康政策局）を参考に、以下のとおり示してはどうか。

○ 臨床実習において実習生が行うことのできる行為については、あらかじめ患者に同意を得た上で、臨床実習指導者の指導・監督の下、事前に養成施設と臨床実習施設において侵襲性がそれほど高くないと判断した行為については行うことができる。

なお、上記行為を行う場合には、臨床実習前に実習生の技術等に関して、実技試験等による評価を行い、直接患者に接するに当たり、総合的知識及び基本的技能・態度を備えていることを確認する必要がある。

(参 考)

○ 「臨床実習検討委員会最終報告」（平成3年5月13日厚生省健康政策局）抜粋

医学生に許容される医行為について、①侵襲性のそれほど高くない一定のものに限られること、②医学部教育の一環として一定の要件を満たす指導医によるきめ細かな指導・監督の下に行われること、③臨床実習を行わせるに当たって事前に医学生の評価を行うことを条件とするならば、医学生が医行為を行っても、医師が医行為を行う場合と同程度に安全性を確保することができる。また、医学生が医行為を行う手段・方法についても、上記の条件に加え、④患者等の同意を得て実施することとすれば、社会理念から見て相当であると考えられる。

(参 考) 同意書の例

診療参加型臨床実習同意書

当院では臨床実習生の診療参加型臨床実習を行っております。臨床実習生が診療を担当する診療チームに参加することへのご協力をご理解をお願いいたします。

1. 診療参加型臨床実習について

診療参加型臨床実習(以下、実習)とは、学生が診療チームの一員として加わり、診療の実際を学んでいくものです。学生はこの実習を通して医療専門職としての態度・技能を学び、より質の高い医療を社会に提供することにつながります。

2. 実習中の診療行為について

学生が実施できる行為は、あらかじめ限定されており、臨床実習指導者の下で行われます。

3. 医療事故などへの補償について

臨床実習生の診療に関連して、あなたの健康やプライバシーに何らかの影響を与える事象が発生した場合は、養成校および当院が真摯に責任をもって対応いたします。

4. 他の臨床実習生の見学および交代について

実習において、担当以外の臨床実習生と一緒に診療に参加をさせていただくことがあります。また実習期間中に担当する臨床実習生が交代することがあります。

6. 拒否または同意の撤回について

あなたは、実習そのものを拒否することができます。また、実習にご同意いただいた後でも、随時撤回することができます。さらに、あなたの状況や実習内容に応じて、いつでも臨床実習生の参加をお断りいただけます。いずれの場合でも、診療上の不利を被ることはありません。その他、ご不明な点は遠慮なさらずお申し出ください。臨床実習指導者が適宜ご説明いたします。

同意書

〇〇〇〇〇〇病院長 殿

診療参加型学生実習について説明を受け、学生が私の診療に参加することに同意します。

_____年 月 日

あなたのお名前

※もしくは保護者/代理人のお名前 _____ (続柄: _____)

【説明参考資料】

診療参加型臨床実習の主旨について

診療参加型臨床実習の主旨は、学生が診療チームに参加し、その一員として診療業務を分担しながら、職業的な知識・思考法・技能・態度の基本的な部分を学ぶことにある。教育上の主な特徴としては、以下の項目があげられる。

ア) 学生は教科書文献的知識だけでなく現場での思考法(臨床推論法)や実技、診療上や学習上の態度も含めて、療法士としての能力を総合的に学ぶ。

イ) 実際の患者さんや他の医療専門職を相手に業務を実体験しながら実践的に学ぶ。

ウ) 従って、学生が療法士としての知識・思考法・技能・態度の基本的な部分を学ぶ相手は、広い意味では、患者さんならびに医師、看護職などの診療スタッフ全員である。

エ) 具体的には、ある患者さんの診療を通じて学生の指導にあたる臨床実習指導者および患者さんの診療に直接的な責任のある療法士等は、その患者さんの診療業務のうち、学生の能力に応じた役割を任せる。そして、学生の能力向上に応じてより高度な業務を任せることにより、学生は、必要な知識・思考法・技能・態度を段階的に学ぶことができる。

3. 専任教員の要件について

(1) 教員の質を確保するため、専任教員の要件を以下のとおり見直してはどうか。

また、専任教員養成講習会（仮称）については、現在行われている「理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会」を参考に基準を定めてはどうか。

【指定規則】→【ガイドライン】

(現 行)

- 理学療法士・作業療法士である専任教員は、免許を受けた後5年以上理学療法・作業療法士に関する業務に従事した者であること。

(改正イメージ)

- 理学療法士・作業療法士である専任教員は、次のいずれにも該当する者であること。
ただし、理学療法士又は作業療法士として5年以上業務に従事した者で、大学において教育の本質・目的、心身の発達と学修の課程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する科目のうちから、合計4単位以上（以下「教育に関する科目」という。）を履修して卒業したもの又は理学療法士・作業療法士として3年以上業務に従事した者で、大学院において教育に関する科目を履修したものは、これにかかわらず専任教員となることができること。

ア 理学療法士・作業療法士として5年以上業務に従事した者

イ 厚生労働省が指定した専任教員養成講習会（仮称）を修了した者、又は理学療法士の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者。

※専任教員養成講習会は、6ヶ月程度の講習会にするべきとの意見もあり

(参 考) 他職種の状況

専任教員の要件

看護師	<p>次のいずれにも該当する者であること。ただし、保健師、助産師又は看護師として指定規則別表3の専門分野の教育内容のうち1つの業務に<u>3年以上</u>従事した者で、<u>大学において教育に関する科目を履修して卒業したもの又は大学院において教育に関する科目を履修したものは、これにかかわらず専任教員となることができること。</u></p> <p>ア 保健師、助産師又は看護師として<u>5年以上</u>業務に従事した者 イ 専任教員として必要な<u>研修を修了した者</u>又は看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者 (ガイドライン)</p>
診療放射線技師	<p>診療放射線技師等である専任教員のうち<u>3人以上は、免許を受けた後5年以上法第2条第2項に規定する業務を業として行った診療放射線技師であること。</u>(指定規則)</p>
臨床検査技師	<p>医師等である専任教員のうち<u>少なくとも3人は、免許を受けた後5年以上法第2条に規定する業務を業としておこなった臨床検査技師であること。</u>(指定規則)</p>
柔道整復師	<p>柔道整復師の免許を取得してから<u>5年以上実務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働大臣が指定した教員講習会を修了した者</u>(指定規則)</p>

(参 考) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会

- 開催場所：東京、大阪
- 開催期間：約4週間（約132時間）
- 対象者：教員：原則、免許取得後5年以上の実務経験を有する者
臨床実習指導者：原則、免許取得後3年以上の実務経験を有する者
- 主催：医療研修推進財団、厚生労働省の共催（日本リハビリテーション医学会、日本理学療法士協会、日本作業療法士協会、全国リハビリテーション学校協会の協力を得て実施）

(参 考) 他職種の講習会の例（柔道整復師）

- 柔道整復師専科教員認定講習会（公益社団法人全国柔道整復師学校協会）
柔道整復師学校養成施設指定規則第2条第6号及び別表第2の規定に基づき厚生労働大臣が指定したもの。
- 開催場所：東京、大阪
- 開催期間：6月～10月の土・日曜日、祝日
 - ・教職教育科目：68時間
 - ・専門基礎科目：88時間
 - ・専門科目：72時間 合計：288時間
- 修了試験：全科目の講習が修了し、所定時間数の5分の4以上出席した者に対して修了試験を実施

専任教員講習会（仮称）の開催指針（案）

第1 開催指針

1. 開催実施担当者

次に掲げる者で構成される講習会実施担当者が、講習会の企画、運営、進行等を行うこと。

(1) 講習会主催責任者 1名以上

※講習会を主催する責任者

※(2)との兼務も可

(2) 講習会企画責任者 1名以上

※企画、運営、進行等を行う責任者

(3) 講師

※担当科目を含む分野を専攻する大学の教員又はこれと同等以上の能力を有する者

※理学療法士、作業療法士の専任教員として5年以上の経験を有する者

2. 講習会の開催期間

講習は、17単位（360時間）以上であること。

3. 受講対象者

実務経験4年以上の理学療法士、作業療法士

4. 講習会における教育内容
次の教育内容及び目標を標準とすること。

区分	教育内容	目 標	単位数	時間数	備 考
基礎分野	教育の役割	現代社会の構造と教育の役割について学ぶ	2	30	発達障害を含む
	医療社会福祉制度	現行の法律や制度を学ぶ			
	理学療法士、作業療法士の職域	理学療法士、作業療法士の職域について学ぶ			
	初等中等教育の実際	高校までの学校教育の実際を学ぶ			
	青年期の心理的特徴	現代の若者の心理的特徴を学ぶ			
教育基礎分野	教育原理	教育の本質を学ぶ	4	60	
	教育心理学	学習理論・学習モデル・発達心理等を学ぶ			
	教授方法	授業目的に合わせた教授方法を学ぶ			
	教育評価	評価の目的や種類を学ぶ			
教育方法各論	科目構成	カリキュラム構成の実際を学ぶ	4	120	模擬授業を含む
	授業設計	シラバスを作成し、授業を設計できるようにする			
	授業評価	授業の評価を学ぶ			
	成績評価	目標に合わせた試験問題を作成できるようにする			

区分	教育内容	目 標	単位数	時間数	備 考
臨床実習 教育	実習の種類と方法	診療参加型臨床実習の考え方と方法を学ぶ	2	60	
	指導の方法	行動を変えるための指導方法を学ぶ			
	評価の基準	実習に使われる評価方法を学ぶ			
	指導者論	臨床実習指導者に必要な資質について学ぶ			
研究方法	研究法	研究の種類と設計の要点を学ぶ	1	30	
	統計学	デザインに合わせた統計手法を学ぶ			
	研究法演習	研究のデザインについて学ぶ			
管理と運 営	リハビリテーション 理念と職種	様々な職種の役割を理解する	4	60	ハラスメントを 含む。
	関連法規	コンプライアンス 労務管理の考え方などを理解する			
	職種間連携	対象者中心のリハビリテーションのために 職種間の連携について理解する			
	人間関係論	良好なコミュニケーションと業務の遂行の ために人間関係論を学ぶ			
合 計			17	360	

5. その他の要件

- ① 一回当たりの参加者数が50名程度であること
- ② 大学等において既に履修した科目については、免除することができること。
- ③ eラーニングにより実施する場合には、当該科目の単位認定結果を確認し修了を認めること。

6. 講習会の修了

講習会の修了者に対し、修了証書が交付されること。

第2 講習会の修了証書

- 講習会の修了証書については、事前に講習会の内容等を厚生労働省へ提出し、指針にのったものであると確認した場合には、厚生労働省による修了証書を交付する。

第3 講習会の実施報告

- 講習会終了後、少なくとも次に掲げる事項を記載した講習会報告書を作成し、参加者に配布するとともに、厚生労働省まで提出すること。
 - ① 講習会の名称
 - ② 主催者、共催者、後援者等の名称
 - ③ 開催日及び開催地
 - ④ 講習会主催責任者の氏名
 - ⑤ 講習会参加者及び講習会修了者の氏名及び人数
 - ⑥ 講習会の目標
 - ⑦ 講習会の進行表（時刻、テーマ、実施方法、担当者等を記載した講習会の時間割）
 - ⑧ 講習会の概要

3. 専任教員の要件について

(2) 臨床実習の質の向上を図るため、以下のとおり臨床実習の進捗管理等を行う専任の実習調整者を配置することとしてはどうか。

【ガイドライン】

(改正イメージ)

- 養成施設は、臨床実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨床実習の進捗管理等を行う者（実習調整者）として、専任教員から1名以上配置すること。
(追加)

(参考) 他職種の状況

(看護師)

- 臨地実習全体の計画の作成、実習施設との調整等を行う者（以下「実習調整者」という。）が定められていること。
- 実習調整者となることのできる者は、1（1）から（4）までのいずれかに該当する者であること。
※1（1）から（4）……専任教員の要件

(柔道整復師)

- 養成施設は、柔道整復を行う施術所、医療機関等において臨床実習を行う場合には、その進捗管理等を行うため、専任教員のうち、実習調整者を1名以上配置すること。

(参考) 学校、養成施設アンケート結果（抜粋）

- 臨床実習施設との調整について専属の者を配置している施設
理学療法士：64.1%（184施設）
作業療法士：64.3%（128施設）

3. 専任教員の要件について

(3) 専任教員の要件を見直すに当たり、大学設置基準第12条を参考に、以下のとおり専任教員の定義を明確化してはどうか。

【ガイドライン】

(改正イメージ)

- 教員は、一つの養成施設の一つの課程に限り専任教員となるものとする。 (追加)
- 専任教員は、専ら養成施設における養成に従事するものとする。 (追加)
- 専任教員は、臨床に携わるなどにより、臨床能力の向上に努めるものとする。 (追加)

(参 考) 大学設置基準 (昭和31年文部省令第28号)

第12条 教員は、一つの大学に限り、専任教員となるものとする。

2 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。

(参 考) 全日制課程と定時制課程の専任教員の兼業が認められている職種

診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士

(ガイドライン)

全日制課程に定時制課程を併せて設置する場合の定時制課程の専任教員については、3名を限度として全日制課程の専任教員の兼任をもってこれに充てることができること。

3. 専任教員の要件について

(4) 専任教員の人数及び1人1週間あたりの担当授業時間数は、今回の改正による影響等を踏まえ検討を行うこととしてはどうか。

(参 考) 他職種の様況

	履修単位数	一学級の定員	専任教員数	加算人数
100単位	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師	30人以下	6名以上	30人増+2名
99単位	柔道整復師	30人以下	6名以上	30人増+1名
97単位	看護師	40人以下	8名以上	(120人を超える場合) 30人増+1名
95単位	診療放射線技師	10人以上50人以下	6名以上	1学級増+3名
	臨床検査技師	10人以上50人以下		
93単位	理学療法士 作業療法士	40人以下	6名以上	
	視能訓練士	10人以上50人以下		
	義肢装具士	10人以上40人以下		
	言語聴覚士	10人以上30人以下	5名以上	

【ガイドライン】

(現 行)

- 専任教員の1人1週間あたりの担当授業時間数は過重にならないよう10時間を標準とすること。

※「15時間に見直すべき」との意見もあり

(参 考) 他職種の様況

1人1週間あたりの 担当授業時間数	職 種
15時間	看護師、臨床検査技師、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師、柔道整復師
10時間	<u>理学療法士</u> 、 <u>作業療法士</u>
規定なし	診療放射線技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士

4. その他について

(1) 養成施設の質の確保を図るため、以下のとおり第三者による外部評価を義務付けてはどうか。

了承

【ガイドライン】

(改正イメージ)

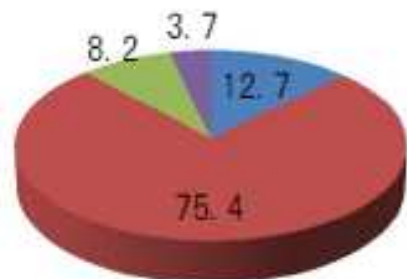
- 養成施設は、教員資格及び教育内容等に関して、5年以内ごとに第三者による評価を受け、その結果を公表すること。 (追加)

(参考) 学校、養成施設アンケート結果 (抜粋) (第三者評価の評価頻度)

■ 評価頻度

《理学療法士》

《作業療法士》



■ 3年程度に1回
■ 5年程度に1回
■ 10年程度に1回
■ その他

(参考) 学校教育法第109条に基づく認証評価機関による評価の期間

- ・ 大学 …… 7年以内
- ・ 専門職大学院を置く大学 …… 5年以内

4. その他について

(2) 新たなカリキュラム等の施行時期等については、以下としてはどうか。

《適用時期》

- 新たなカリキュラム等の適用時期は、平成32年4月1日から適用としてはどうか。
なお、経過措置として、平成32年4月1日にすでに現行カリキュラムで養成している在校生については「現行カリキュラムで可」としてはどうか。

※平成32年度の入学生から新カリキュラムを適用

- 専任教員の要件の見直し（講習会受講の義務化）については、カリキュラム適用から2年間の経過措置を設けてはどうか。

※平成34年度に新たに専任教員になる者より、新たな専任教員の要件を適用

- 臨床実習指導者の要件の見直し（実務経験年数の見直し、講習会受講の義務化）については、経過措置を設けずに、平成32年4月1日から適用としてはどうか。

※平成32年度の入学生に対する臨床実習より、新たな実習指導者の要件を適用

《施行時期》

- 施行時期は、新設校の申請時期等を踏まえ、平成30年9月までに施行としてはどうか。

4. その他について

(3) 養成施設において備える必要がある設備、備品等の見直しについては、以下のとおりと
してはどうか。

【ガイドライン】

(1) 理学療法士養成施設

下記教室及び実習室等を有すること。

ア 普通教室 学生定員1人当たり1・65㎡以上であること。

イ 講堂 (ア) 全校生徒が一時に収容可能な広さを有すること。

(イ) 暗幕設備を有すること。

ウ 図書室

エ 基礎医学実習室

オ 理学療法実習室 (ア) 機能訓練室

(イ) 治療室

検査測定・治療台10台(学年定員20人の場合)を収容し実習が可能な広さで、かつ、電気・アース設備を有すること。

(ウ) 補装具加工室

(エ) 水浴室

(オ) 日常動作訓練室

和室(4・5畳以上)及び洋室を有すること。

台所(車椅子用・立位用)・風呂・洗面所・便所及び押し入の設備を有すること。

カ ロッカールーム又は更衣室

【ガイドライン】

(2) 作業療法士養成施設

下記教室及び実習室等を有すること。

ア 普通教室・講堂・図書館・基礎医学実習室及びロッカールーム又は更衣室は、理学療法士養成施設と同様とする。

イ 作業療法実習室

(ア) ~~木工室実習室~~

木工、金工、陶工、織物、手工芸、絵画、職業前等の作業療法技術の修得と分析が可能な実習室を3種類以上設置すること。

~~(イ) 金工室~~

~~(ウ) 陶工室~~

~~(エ) 織物室~~

~~(オ) 手工芸室~~

~~(カ) 絵画室~~

(キイ) レクリエーション室

(クウ) ~~補装具加工室~~

(ケエ) 日常動作訓練室

(~~ケエ~~) については、理学療法士養成施設と同様とする。

(3) 教育上必要な機械器具・標本及び模型 別添

5. 中長期的な課題について

■理学療法士・作業療法士養成の修業年限

(主なご意見)

- 6年制で教育を行っている国もあり、4年制にするべきと考える。3年制の施設はものすごく大変であり、単位数を増やせば3年制の施設は負担になる。今後の在り方を示すべき。
- 4年制の養成については、医療職全体のバランスや役割、他の関連職種に対する影響も見極めて議論する必要がある。

(今後の対応<案>)

- 今回の見直しによる影響等を検証のうえ、医療職全体のバランス等を踏まえて、検討することとしてはどうか。

1 教育上必要な機械器具について

ア 理学療法士養成施設

品名	数量	備考
解剖用具一式	2人で1	
解剖台	4人で1	
人体解剖用スライド視聴覚教材一式	1	骨、神経筋、その他主要臓器の組織を含み50枚以上
血圧計	2人で1	各種（自動測定を含む）
聴診器	2人で1	
心電図計測装置用具一式	2	モニター用を含む
心筋動物実験用具	4人で1	
スパイロメーター	20人で1	記録表示・印刷可能なもの
呼吸ガス分析装置一式	1	酸素、炭酸ガス、換気量、ATなどの分析が行えるもの
ヘモグロビン酸素飽和度測定装置	10人で1	
吸引装置一式	20人で1	
筋電図計測定装置用具一式	1	2-4チャンネル以上、表面筋電図、誘発筋電図、神経伝導速度、疲労試験などが行える簡易型加算装置、記録計付
神経筋動物実験用具一式	10人で1	オシロスコープ、記録計、プレアンプ刺激装置等
神経検査器具一式	4人で1	打腱器、音叉、触覚、痛覚、二点識別覚等
視力表	+	
色盲表	+	
トレッドミル	1	角度調節可能なもの
自転車エルゴメーター	240人で1	
ハンドエルゴメーター	1	
マスターステップテスト	+	
マルチン人体測定器一式	10人で1	
顕微鏡	10人で1	油浸集光器付
ストップウォッチ	2人で1	
メトロノーム	240人で1	
医薬品保管用冷蔵庫	+	
AED	1	
多用途記録装置	1	データ収録・解析システム
重心動揺分析装置一式	1	
運動解析装置（三次元動作解析装置）	1	
床反力計一式	1	
検査測定・治療台	2人で1	高さ等調節式数台を含む
体温計	+	
表面温度計	10人で1	
タイマー	5人で1	
体脂肪測定器具	5人で1	
形態測定器具一式		身長計、体重計、 座高計 等
メジャー	2人で1	
関節角度計一式	各種	
ピンチメーター一式	各種	
知覚検査一式	10人で1	
握力計一式	各種	
背筋力計	1	
バネ秤	+	
肺活量計	5人で1	
筋機能解析装置	1	
時値計	+	タロナキシメータ
起立訓練ベッド	1	

品名	数量	備考
姿勢鏡	1	
バランスボード	1	
平行棒	1-2種	丸パイプ式、平板式各一台
階段一式	1	
スロープ	1	
歩行器	5種	各種、歩行車を含む
杖	6種	各種、高さ等の調節が可能なものを含む
プラットホームマット	20人で1	180cm×120cm×40cm
体位排痰訓練台	20人で1	
マット	2人で1	
電動式ギャッチベッド	1	
バルーン	3種	小児・大人用大・中・小各1
メディスンボール式	3種	
ロール	3種	大・中・小各1
三角マット	3種	大・中・小各1
プッシュアップ台	6-3種	大・中・小6段階の高さ各1
重スイバンド	各種2セット	
砂袋	各種2セット	
鉄亜鈴	各種2セット	
オーバーヘッドフレーム	1	
滑車	4人で1	
肋木	1	
ローラーチェアー	10人で1	
足関節矯正用ウェッジ式	1	角度20、15、10、5度各一對
バイオフィードバック機器	1	
弾性包帯各種一式	5人で1	
歩行介助用ベルト	10人で1	
高さの異なる台	4種	40、30、20、10cm
ホットパック	各3	大・中・小・頸椎用
ホットパック加温器	1	
パラフィン加温器	1	
極超短波治療器	1	
超短波治療器	1	
超音波治療器	1	
赤外線治療器	1	
紫外線治療器	1	
光線療法治療機器	1	
レーザー治療器	1	
コールドパック	4人で1	
コールドパック冷却器	1	
バイブレーター	210人で1	
電気刺激治療器	20人で1 4種	
頸椎けん引装置	1	
腰椎けん引装置	1	
バネ秤	1	
保護眼鏡	4人で1	
水温計	10人で1-4	
部分浴槽	4種	上肢用2、下肢用1、坐浴用1
水治訓練用大型浴槽	1	ハバードタンクで可
渦流浴装置	1	
気泡浴装置	1	
極低温治療器具	10人で1	スプレー式で可
電気冷蔵庫	1	
電気洗濯機	1	
電話機	3種	プッシュホン式、福祉電話等

品名	数量	備考
調理道具一式	1	
改造衣類一式	1	
掃除用具一式	1	
ラップボード	3	各種
ポータブル便器	3種	
標準型車椅子	4人で1	
車椅子	5種	手押し型、リクライニング型、 チルト型 、スポーツ型、バギー型、その他各種調整付
電動式車椅子	各種1	四輪型、各種コントローラー付（ アシスト型を含む ）
車椅子用クッション	3種	
サスペンションスリング	2	車椅子用、椅子用各1
アームスリング	3種	各種
腕可動支持器	240人で1	左・右用各1
トランスファーボード	4人で1	
リフター	2種	各種
台所ユニット（車椅子用）	1	
バスユニット（車椅子用）	1	
洗面台（車椅子用）	1	
入浴用補助用具一式	1	シャワーチェア、手摺りを含む
ギプス用具一式	1組	ギプス台、カッター、ギプスはさみを含む
四肢の断端モデル	各種1	
義足及び各部品	各種1	教育に必要なものを揃える
義手及び各部品	各種1	教育に必要なものを揃える
装具・スプリント及び各部品	各種1	教育に必要なものを揃える
体圧計測装置	2	全身臥床用、坐位用各1
ポジショニング用クッション	1	
座位保持装置一式	1	
装具・スプリント等修理製作用具一式	105人で1	
作業台	10人で1	
視聴覚教材	各種	
レントゲンフィルムビューアー	1	
鍵盤楽器	1	
パーソナルコンピュータ	4人で1	

（注）各機械器具は教育に支障がない限り、1学級相当分揃え、これを学級間で共用することができる。

イ 作業療法士養成施設

品名	数量	備考
動物解剖器具一式	2人で1	
解剖台	4人で1	
人体解剖用スライド視聴覚教材一式	1	骨、神経筋、その他主要臓器の組織を含み50枚以上
血圧計	2人で1	各種（自動測定を含む）
聴診器	2人で1	
心電図計測用具装置一式	2	モニター用を含む
心筋動物実験用具	4人で1	
スパイロメーター	20人で1	記録表示・印刷可能なもの
呼吸ガス分析装置一式	1	酸素、炭酸ガス、換気量、ATなどの分析が行えるもの
ヘモグロビン酸素飽和度測定装置	10人で1	
吸引装置一式	20人で1	
筋電図計測装置用具一式	1	2-4チャンネル以上、表面筋電図、誘発筋電図、神経伝導速度、疲労試験などが行える簡易型加算装置、記録計付
神経筋動物実験用具一式	10人で1	オシロスコープ、記録計、プレアンプ刺激装置等
神経検査器具一式	4人で1	打腱器、音叉、触覚、痛覚、二点識別覚等
視力表	1	
色盲表	1	
トレッドミル	1	角度調節可能なもの
自転車エルゴメーター	240人で1	
ハンドエルゴメーター	1	
マスターステップテスト	1	
マルチン人体測定器一式	10人で1	
顕微鏡	10人で1	油浸集光器付
ストップウォッチ	2人で1	
メトロノーム	240人で1	
医薬品保管用冷蔵庫	1	
AED	1	
多用途記録装置	1	データ収録・解析システム
重心動揺分析装置一式	1	
運動解析装置（三次元動作解析装置）	1	
床反力計一式	1	
検査測定・治療台	2人で1	高さ等調節式数台を含む
表面温度計	4 10人で1	
タイマー	5人で1	
体脂肪測定器具	5人で1	
形態測定器具一式		身長計、体重計、 座高計 等
メジャー	2人で1	
関節角度計一式	各種	
ピンチメーター一式	各種	
知覚検査一式	10人で1	
握力計一式	各種	
背筋力計	1	
木工台	4人で1	陶工・金工・革細工共用可
木工		木工、陶工、七宝焼き、金工、革細工のうち2種以上を整備すること
電動ボール盤	1	
手動式木工用具一式	4人で1	各種
電動木工用具一式	4人で1	各種

品名	数量	備考
陶工		
陶工用小道具一式	4人で1	
絵つけ用具一式	4人で1	
七宝焼き		
七宝用具一式	4人で1	
金工		
金工用具一式	4人で1	
革細工		
革細工用具一式	4人で1	
作業台	4人で1	織物・モザイク・絵画・園芸共用可
織物		織物、モザイク、絵画、園芸のうち2種以上を整備すること
卓上織機一式	4人で1	
モザイク		
モザイク用具一式	4人で1	
絵画		
絵画用具一式	4人で1	
園芸		
園芸用具一式	4人で1	
電気炉	1	学生数に合わせて整備
ろくろ		
—電動	4人で1	
—手廻し	4人で1	
—絵つけ用	4人で1	
七宝炉	1	学生数に合わせて整備
床上織機	1	
織物附属品一式	4人で1	整経台、糸巻き器等
上肢機能検査器具	10人で1	3種
視野計	1	
フリッカー	10人で1	
発達検査器具	10人で1	3種以上
知覚・認知検査器具	10人で1	3種以上、高次機能検査を含む
心理検査器具	10人で1	3種以上、知能検査を含む
サンディング用具一式	10人で1	ボード、ブロック、テーブルを含む
砂袋一式	10人で1	各種
バイオフィードバック機器	10人で1	
姿勢鏡	1	
作業療法用音響再生装置一式	1各種	デジタルカメラ、ビデオカメラ等
スポーツ用具一式	1	各種
娯楽用ゲーム一式	1	各種
運動遊具一式	10人で1	各種
玩具一式	10人で1	各種
実習モデル人形	10人で1	小児
障害者用パーソナルコンピュー	各種	各種障害向けI/O装置を含む
義手		
上腕義手・能動式	1	完成用部品を含む
上腕義手・装飾用	1	完成用部品を含む
肩義手・装飾用	1	完成用部品を含む
肩義手・能動式普通用	1	完成用部品を含む
肩義手・能動式肩甲鎖骨切除	1	完成用部品を含む
前腕義手・能動式	1	完成用部品を含む
前腕義手・装飾用	1	完成用部品を含む
手義手・能動式	1	完成用部品を含む
手義手・装飾用	1	完成用部品を含む
手部義手	1	完成用部品を含む

品名	数量	備考
手指義手	1	完成用部品を含む
作業用義手	1	完成用部品を含む
但し各部品の共用は可		
義手チェックアウト用具一式	4人で1	
義足及び各部品	各種1	教育に必要なものを揃える
スプリント	10種以上	手関節背屈副子、母子対立副子、屈曲ミット、ナックルベンダー、テノデーシススプリント、肩外転副子、その他ダイナミックスプリント、夜間スプリント等
スプリント製作用具一式	4人で1	電熱器、ヒートガンを含む
ギプス用具一式	1組	ギプス台、カッター、ギプスはさみを含む
各種装具及び各部品	各種1	教育に必要なものを揃える
日常家具一式	1	
電気冷蔵庫	1	
電気洗濯機	1	
電動式ギヤツ手ベッド	1	3モーター式
電話機	1-3種	プッシュホン式、福祉電話等
調理道具一式	10人で1	
改造衣類一式	10人で1	
掃除用具一式	1	
ラップボード	3	
ポータブル便器	3種	各種
標準型車椅子	4人で1	
車椅子	5種以上	モジュール型、手押し型、リクライニング型、スポーツ型、バギー型、その他各種調四輪型、各種コントローラー付
電動式車椅子	1	車椅子用、椅子用各1
サスペンションスリング	2	
アームスリング	3種	各種
自助具	40種以上	食事、排泄、更衣、整容、入浴、習字用等
腕可動支持器	10人で1	左・右用各1
トランスファーボード	4人で1	
リフター	2種	各種据え置き式、床走行式等
杖	6種	各種
歩行器	5種	各種、歩行車を含む
台所ユニット（車椅子用）	1	
バスユニット（車椅子用）	1	
洗面台（車椅子用）	1	
入浴用補助用具一式	1	シャワーチェア、手摺りを含む
環境制御装置一式	1	
コミュニケーションエイド	2種	
製図用具一式	4人で1	CADソフトで代用可
職業適性検査器具	32種以上	厚生労働省編一般職業適性検査、職業レディネス検査等
視聴覚教材各種	各種+	
レントゲンフィルムビューア	+	
鍵盤楽器	1	
パーソナルコンピュータ	4人で1	

(注) 各機械器具は教育に支障がない限り、1学級相当分揃え、これを学級間で共用することができる。

2 模型及び標本

品名	数量	備考
人体骨格標本		
全身組立	10人で1	
全身個別	4人で1	
人体解剖模型	1	
呼吸器模型	1	
気管支肺血管分岐模型	1	
心臓模型	1	
血管系模型	1	
脳模型	1	
脊髓横断模型	1	
末梢神経系模型	1	
感覚器模型		
聴覚模型	1	
視覚模型	1	
関節種類模型	1	
筋模型		
上肢	2	
下肢	2	